

～予防接種を希望される方へ～

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種説明書【65歳以上（※）】

綾川町健康福祉課

1. 「インフルエンザ」や「新型コロナウイルス感染症」とは

「インフルエンザ」はインフルエンザウイルスに感染することによって、「新型コロナウイルス感染症」はコロナウイルスに感染することによって起こります。主には、感染した人が咳やくしゃみなどをし、ウイルスが空中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。



厚生労働省
ホームページ
(予防接種情報)

2. 感染の予防

普段から十分な栄養や休息をとり、人ごみを避けるとともに、外出時のマスクや帰宅時のうがい、手洗いを励行し、室内の空気を乾燥させない工夫が大切です。また、流行前に予防接種を受けることも大切です。

3. 予防接種の有効性

「インフルエンザワクチン」及び「新型コロナワクチン」による予防接種は、発症予防や特に重症化予防の効果があるとされています。予防接種を受けてから抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間はインフルエンザで約5カ月間、新型コロナウイルス感染症では予防効果の持続期間は確立していないとされています。そのため毎年接種で、インフルエンザは流行する前の12月中旬までの接種をお勧めしています。

4. 接種対象者

①接種日に満65歳以上の者、②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者で、身体障害者手帳1級を所持する者（※）です。

5. 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意

この説明書をよく読み、必要性や副反応についてよく理解したうえで接種を受けましょう。

予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

気にかかることや分からないことは、予防接種を受ける前に医師や看護師等に質問し、十分に納得できない場合には接種を受けないでください。接種を受けることに義務はなく本人が接種を希望する場合に限り接種を行います。接種を希望しない人に接種をすることは原則ありません。

(2) 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱のある人
- ② 急性疾患にかかっている人
- ③ 予防接種に含まれる成分又はインフルエンザ予防接種は鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来の物に対して、ひどいアレルギー（アナフィラキシー）を起こすおそれのある人
- ④ 前に予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーを思わす異常がみられた人
- ⑤ その他医師が不相当と判断した場合

裏面もあります。

(3) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、呼吸器疾患、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ② 今までにひきつけ（けいれん）を起こしたことがある人
- ③ 今までに免疫不全の診断を受けている人や近親者に先天性免疫不全の者がいる人

(4) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡をとれるようにしましょう。
- ② 副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、注射した部分を強くこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつも通りの生活をして構いませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

6. 予防接種の副反応

予防接種後に接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱等、様々な症状が確認されており、通常2～3日のうちに治ります。重大な副反応として、まれにショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）が現れることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に生じます。

副反応が起きる要因としては、予防接種そのものによる副反応の場合のほか、偶発的に発症または発見された疾病が混入することもあります。予防接種前に、ご自身の健康状態を十分医師に伝え、予診を受けたうえで接種を決定することが必要です。

7. 副反応が起こった場合、予防接種健康被害救済制度について

予防接種前に十分に予診を行っていても、予知できない重篤な副反応や後遺症が起こりうる場合があります。接種後の健康状態の変化に注意しておき、副反応や健康被害の心配のある時には、医師（医療機関）の診察を受け適切な治療を受けてください。定期予防接種による健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済が受けられる制度があります。予防接種健康被害救済制度を申請される場合は、綾川町えがお（☎087-876-2525）にお問合せください。



厚生労働省
ホームページ
(予防接種健康被害救済制度)

8. 転居時には

予防接種は住民登録をしている市区町村が行うことになっています。綾川町に転入する前の市区町村で既に予防接種を受けている場合には、接種はお控えください。

また、町外に転出した場合には綾川町の予診票は使えません。

9. 予防接種医療機関

綾川町内の指定医療機関で受けることができます（予診票の裏面参照）。各医療機関で取り扱うワクチン種類（メーカー）は異なります。医療機関にお問合せください。

町外協力医療機関での接種をご希望の方は、県ホームページ「広域予防接種協力医療機関一覧」に掲載の医療機関で受けることができます。町外の協力医療機関でも綾川町の予診票が使えます。



香川県
ホームページ
(広域予防接種協力医療機関一覧)

県外医療機関で接種をご希望の方は、事前に綾川町えがお（☎087-876-2525）までお問合せください。

●インフルエンザ予防接種と新型コロナワクチンの接種間隔に制限はありません。

●綾川町の定期接種の助成回数は、年度内 各1回です。町規定外の接種により助成を受けられていた場合は、実費徴収させていただきます。